

第五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表二十の項8中「同条第二項」を「同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同項10中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「事業概要等の」を削り、同表二十二の項10中「同条第二項」を「同条第四項の規定による勧告、同条第五項の規定による公表、同条第六項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に、「同条第五項」を「同条第九項」に改め、同項12中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、「事業概要等の」を削り、同表三十七の項4中「第三百五条」を「第三百五条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。